

令和 6 年度（令和 5 年度事業対象）

教育事務事業の点検・評価

1 学校教育の充実

(1) 管理課所管

ア 管理課

イ 学校給食共同調理センター

2 社会教育の充実

(1) 社会教育課所管

ア 社会教育課

イ 町民体育館

ウ 南総合センター

(2) 文化推進課所管

ア 文化会館

イ 図書館

ウ 歴史資料館

太子町教育委員会

点 検 ・ 評 価 方 法

1 趣 旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行う。

2 点検及び評価の対象

令和 5 年度に実施した主な教育諸事業です。

3 点検及び評価の方法

点検及び評価にあたっては、事業内容・実施状況から、成果や課題を分析し、今後の方向性を示しています。

4 点検評価の構成

(1) 項 目

点検評価の対象を「学校教育の充実」「社会教育の充実」を基本として、各項目に即した施策・事業ごとに点検・評価しました。

(2) 事業名

主な施策・事業名を掲げています。

(3) 事業内容・実施状況

各事業の趣旨及び令和 5 年度に実施した主な事業内容を記載しています。

(4) 評 価

令和 5 年度の取組について、成果と課題を記載しています。